

農薬適正使用の徹底について

令和 7 年 6 月 27 日

山形県農林水産部

「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」で行われている出荷前分析において、農薬の使用基準違反が原因と考えられる基準値超過事案が相次いでおります。

農薬使用時における「慣れ」や「油断」が大きな誤りをもたらし、産地に対する消費者の信頼を失うことにつながります。

農薬使用者一人一人が、もう一度、基本に立ち返り、農薬を使用する際は、使用基準をしっかり守るとともに、農薬飛散防止対策や散布器具の洗浄等の徹底に取り組みましょう。

1 標準防除暦に即した防除を実施しましょう！

所属団体等が作成した標準防除暦に基づき、農水省登録のある農薬を適正に使用しましょう。

2 農薬のラベルは必ず読みましょう！

ラベルには、農薬使用者が守らなければならない情報、安全に使用するための情報、効果的に使用するための情報が記載されています。

- (1) 農薬の適用作物、使用量（希釈倍数）、使用時期及び使用回数は、必ず守りましょう。
- (2) 農薬による危害を防止するために、「安全使用上の注意」を確認しましょう。
- (3) 特に注意が必要な事項は、使用者、魚類、蚕及びミツバチ等に関する「注意喚起マーク」が表示されています。

3 生産履歴記帳を徹底しましょう！

消費者に栽培過程を説明できるようにしておくことは、食品を生産する者としての責任であり、農産物の安全性に対する証明書となります。

- (1) 農薬を使用した際には、作業終了後速やかに、使用農薬、使用月日、使用量（希釈倍数）、に記帳しましょう。また、収穫前には、農薬の使用時期と使用回数を必ず点検しましょう。
- (2) 販売先や消費者等から生産履歴情報を求められたときは、正確かつ迅速な対応が必要です。記帳は、品種ごとほ場ごとに正確に行いましょう。

4 農薬飛散（ドリフト）を防ぎましょう！

農薬の飛散防止に当たっては、以下の対策を複数組み合わせる実施するとともに、周辺圃場の生産者との連携を密にすることが大切です。

- (1) 風が強い時の散布は避けます。風が弱い時にも、風下に他作物がある場合は、特に注意しましょう。
- (2) 果樹園の端部では、園地の外側から散布します。特にスピードスプレーヤーを使用する場合は手散布に代えましょう。
- (3) ノズルと作物の距離が開きすぎると風にあおられやすくなるので、できるだけ作物の近くから散布しましょう。
- (4) 適正な散布圧力、散布量、風量を厳守しましょう。
- (5) 使用目的に合わせた適度な噴霧粒径ノズルを選択します。ドリフト低減型ノズルを積極的に利用しましょう。
- (6) ほ場境界には、防風ネットの設置や、ソルゴー等の障壁作物を植栽しましょう。
- (7) 農薬飛散が懸念される場合は、散布作業中は作物をシートで被覆したり、ハウスのサイドを閉めましょう。
- (8) 代替可能な場合は、飛散しにくい剤型（粒剤や微粒剤F）を選択しましょう。

5 防除器具は必ず洗いましょう！

防除器具の洗浄不足が原因と考えられる農薬残留の事例が増えています。防除器具の使用にあたっては以下の対策を実施し、防除器具内に農薬が残らないようにしましょう。

- (1) 使用後は、速やかに防除器具の洗浄を行いましょう。
- (2) 防除器具を作動させて、ポンプ、散布ホース内に十分な量の水を通しましょう。
また、余水口側のホース内、タンクやノズルも十分に洗浄しましょう。
- (3) 使用前に、防除器具がしっかりと洗浄されていることを確認しましょう。

【お問い合わせ先】

○村山総合支庁 農業技術普及課	山形市鉄砲町2-19-68	TEL 023-621-8272
○村山総合支庁 西村山農業技術普及課	寒河江市大字西根字石川西355	TEL 0237-86-8154
○村山総合支庁 北村山農業技術普及課	村山市楯岡笛田4-5-1	TEL 0237-47-8626
○最上総合支庁 農業技術普及課	新庄市金沢大道上2034	TEL 0233-29-1321
○置賜総合支庁 農業技術普及課	東置賜郡高畠町大字福沢字鎌塚台160	TEL 0238-57-3411
○置賜総合支庁 西置賜農業技術普及課	長井市高野町2-3-1	TEL 0238-88-8206
○庄内総合支庁 農業技術普及課	鶴岡市藤島字山ノ前51	TEL 0235-64-2103
○庄内総合支庁 酒田農業技術普及課	酒田市若浜町1-40	TEL 0234-22-6521
○農林水産部農業技術環境課	山形市松波 2-8-1	TEL 023-630-3419